

おん祭りのかも2026市民花火大会 売店出店者募集要項（一般会員用）

1. 趣旨	令和8年「おん祭りのかも2026市民花火大会（以下「花火大会」という）」を開催するにあたり、売店を出店される方の募集を行います。
2. 設置場所	売店の設置場所は、木曽川緑地ライン公園の花火会場で、おん祭りのかも実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた場所とします。
3. 開設日時	開催日 令和8年10月11日（日）午後4時30分～午後9時30分まで ※花火大会の予備日において、出店者募集は行っておりません。
4. 募集店舗数	5店舗（各自でテントの準備が必要です） ※出店位置は、実行委員会において決定します。 ※申し込みは、1申請者につき1ブースとします。 ※出店についての詳細は各項目をご確認ください。
5. 申込方法	(1) 令和8年7月24日（金）16：00までに必要書類を美濃加茂商工会議所窓口にご提出ください。 ※書類不足がある場合は受付できません。 (2) 募集件数を超えた場合は抽選となります。 ※抽選会の開催可否は、7月29日（水）に郵送にてご案内します。 (3) 抽選は令和8年8月4日（火）13：00に商工会議所で行います。 ※抽選会への立ち合いは可能です。
6. 出店料	ごみ処分の協力費として1店舗8,000円をお願いします。 ※後日請求書をお送りします。（インボイスの登録はございません。）
7. 販売品目 及び販売条件	(1) フリーマーケットやバザーの出店の募集は受け付けておりません。 (2) 販売できる商品等は、飲食物に限ります。 (3) 出店される方は、当該従業員の中から売店責任者を定めて常駐させ、当該売店の管理運営にあたらせてください。 (4) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう、従業員の指導に努めてください。 (5) 酒類の販売を可とする。
8. 備品準備	(1) テントは3m×3mまでとなります。 ※テントは三方囲い及が必要です。（保健所指導により） ※テントはウエイト又はアンカーでの固定を行ってください。 (2) テントを含む全ての備品は出店者で準備をしてください。 ※備品貸出しはございません。
9. 経費	(1) 出店にかかる経費は各自ご負担ください (2) 天候等により中止となる場合がございます。 その場合の補償は行いません。
10. ゴミ処分	(1) 観客のゴミはゴミステーションで回収します。 (2) 店舗により発生したゴミは各自お持ち帰り下さい。 ※段ボール・油・生ごみ等
11. 出店者の	次の各号に掲げる事項を基準として実行委員会において審査し、適当と認め

<p>選定基準</p>	<p>られる方を選定します。</p> <p>(1) 令和8年6月1日時点で美濃加茂商工会議所の会員であること。</p> <p>(2) 出店事業者は美濃加茂市内に拠点を有し、そこで日常的に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 食品衛生関係法令により、許可又は登録を必要とする営業にあつては、当該許可又は登録を受けていること。</p> <p>(4) 食品（生産物）賠償責任保険等に加入していること。</p> <p>(5) その他実行委員会が特に必要と認めた方</p>
<p>12. 提出書類</p>	<p>(1) 「出店申請書（様式1）」及び「誓約書（様式2）」</p> <p>(2) 食品営業許可証の写し</p> <p>①. 既に露店営業許可を取得している方 → 露店営業許可書の写し</p> <p>②. 露店営業許可を取得していない方 → 通常の営業許可書の写し</p> <p>※露店営業許可を取得していない方は、出店確定後1か月以内に臨時営業許可書を取得し写しを提出</p> <p>(3) 食品（生産物）賠償責任保険等の写し</p> <p>(4) イベント等への出店個票</p>
<p>13. 出店許可証の交付</p>	<p>実行委員会で、出店申請書の内容を審査し、適正であると認めた方に「出店許可証」を交付します。</p> <p>当日は「出店許可証」をブース内に掲示してください。</p>
<p>14. 準備片付け等</p>	<p>(1) 出店準備は当日の午後9時から行えます。</p> <p>(2) 出店準備は午後3時までに終了し、車両は指定の場所まで移動をお願いします。</p> <p>※食材不足や搬入遅れが発生した場合も車両移動・車両搬入はできません。（安全確保のために時間厳守です）</p> <p>(3) 売店スタッフは全員、午後3時までに売店に待機してください。</p> <p>※花火会場の一般開放は午後4時30分からです。</p> <p>(4) 搬入用車両は1店舗1台、2トントラックまでとなります。</p> <p>※「通行許可書」を事前配布します。当日は車両の見える位置に「通行許可書」を掲示して車両搬入をしてください。</p> <p>(5) 片づけは午後9時30分、車両搬出は午後10時を予定しております。</p> <p>※必ず、当日中に片付け・撤収をし、原状復帰をお願いします。</p> <p>(6) 油等で地面が汚れる可能性がある場合は、各自対策をお願いします。</p>
<p>15. 禁止事項</p>	<p>出店される方（従業員を含む）は、次に掲げる行為を禁止します。</p> <p>(1) 出店される方の権利を第三者に譲渡又は転貸し、若しくは管理運営を委託すること。</p> <p>(2) 指定された場所以外で立ち売り呼び込み販売すること。</p> <p>(3) 拡声器及び音響器具類を使用すること。</p> <p>(4) 申請されていない火気を使用すること。</p> <p>(5) その他運営に支障があるような行為をすること。</p>

16. 遵守事項	<p>出店される方（従業員を含む）は、次の事項を遵守してください。</p> <p>(1) 「事業所名」「氏名」の書かれた名札を見える位置に身に着けること。</p> <p>(2) 食品衛生関係法令により保健所の営業許可を取得する必要がある営業を行うものについては「営業許可証」をブース内の見やすい位置に掲示すること。</p> <p>(3) 販売等が衛生的に行われるように努めること。</p> <p>(4) 食品衛生その他の関係法令上の規定を遵守すること。</p> <p>(5) その他運営に関し実行委員会の指示に従うこと。</p>
17. 事故等の処理	<p>出店される方は、次のような場合には直ちに関係機関及び実行委員会に連絡するとともに、その指示に従い処理してください。</p> <p>(1) 火災及び盗難が発生したとき。</p> <p>(2) 不審者若しくは不審物を発見したとき。</p> <p>(3) その他事故が発生したとき。</p>
18. 出店の拒否及び出店許可の解除	<p>以下の項目に該当する方は、出店を申請することができません。</p> <p>また、申請後、あるいは出店許可後に以下の項目に該当することが判明した場合、実行委員会は何ら催告も要することなく出店を取り消すことができるものとします。</p> <p>(1) 美濃加茂市契約等における暴力団等排除措置要綱別表の措置要件に該当する場合</p> <p>(2) 政党、その他政治団体による政治活動に該当する又は該当するおそれがあるもの</p> <p>(3) 宗教団体による布教活動等を目的とするもの</p> <p>(4) 関係法令等に違反したとき</p> <p>(5) その他実行委員会が不相当と認めるとき</p>
19. 関係機関への意見聴取	<p>出店者選定の際、実行委員会は出店を申請される方、又はその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとします。</p>
20. 損害賠償	<p>出店される方（従業員を含む）は、会場の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとします。</p>
21. 出店禁止	<p>誓約書及びこの要項に違反した方は、今後の出店を禁止します。</p> <p>なお、出店禁止事業は美濃加茂市及び美濃加茂商工会議所が関連する他のイベントも出店禁止対象となる場合があります。</p>
22. 中止条件	<p>(1) 強風及び河川水位が基準値を超えることが予測される場合</p> <p>(2) その他実行委員会が開催を中止する必要があると判断した場合</p>